



平成 29 年 3 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社三越伊勢丹ホールディングス  
代 表 者 名 代表取締役社長執行役員 大西 洋  
(コード 3099、東証第一部、福証)  
問 合 せ 先 業務本部総務部コーポレートコミュニケーション担当長  
滝口 一雄 (TEL. 03-6205-6003)

**株式会社ニッコウトラベル株券等 (証券コード：9373) に対する  
公開買付けの結果に関するお知らせ**

株式会社三越伊勢丹ホールディングス (以下「公開買付者」又は「当社」といいます。) は、平成 29 年 2 月 10 日開催の取締役会において、株式会社ニッコウトラベル (株式会社東京証券取引所 (以下「東京証券取引所」といいます。) 市場第二部、証券コード：9373、以下「対象者」といいます。) の普通株式 (以下「対象者普通株式」といいます。) を金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。) に基づく公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。) により取得することを決議し、平成 29 年 2 月 13 日より本公開買付けを実施しておりましたが、以下のとおり、本公開買付けが平成 29 年 3 月 23 日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

株式会社三越伊勢丹ホールディングス  
東京都新宿区新宿五丁目 16 番 10 号

(2) 対象者の名称

株式会社ニッコウトラベル

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
9,431,197 株	6,287,465 株	—株

(注 1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限 (6,287,465 株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限 (6,287,465 株) 以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注 2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法 (平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。) に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い本公開買付けにおける買付け等の期間 (以下「公開買付期間」といいます。) 中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注 3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 買付予定数の下限(6,287,465株)は、対象者が平成29年2月10日に公表した「平成29年3月期第3四半期決算短信[日本基準](連結)」(以下「対象者決算短信」といいます。)に記載された平成28年12月31日現在の発行済株式総数(9,780,000株)から、対象者決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数(348,803株)を控除した株式数(9,431,197株)に3分の2を乗じた数(小数点以下切上げ)としております。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成29年2月13日(月曜日)から平成29年3月23日(木曜日)まで(28営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成29年3月27日(月曜日)までとなる予定でしたが、該当事項はありませんでした。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金390円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

応募株券等の総数(8,602,694株)が買付予定数の下限(6,287,465株)以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第30条の2に規定する方法により、平成29年3月24日に東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	8,602,694株	8,602,694株
新株予約権証券	一株	一株
新株予約権付社債券	一株	一株
株券等信託受益証券 ( )	一株	一株
株券等預託証券 ( )	一株	一株
合計	8,602,694株	8,602,694株
(潜在株券等の数の合計)	—	(一株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合—%)
------------------------------	----	----------------------

買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	86,026 個	(買付け等後における株券等所有割合 91.22%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合—%)
対象者の総株主等の議決権の数	94,296 個	

(注1)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、特別関係者（但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2)「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成29年2月13日に提出した第41期第3四半期報告書に記載された平成28年9月30日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を100株として記載されたもの）です。但し、単元未満株式も本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者決算短信に記載された平成28年12月31日現在の発行済株式総数（9,780,000株）から、対象者決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（348,803株）を控除した株式数（9,431,197株）に係る議決権の数（94,311個）を分母として計算しております。

(注3)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

#### (5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

#### (6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日  
平成29年3月30日（木曜日）

#### ③ 決済の方法

公開買付け期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。なお、野村ネット&コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット&コールのウェブサイト (<https://netcall.nomura.co.jp/>) にて電磁的方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

### 3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

当社が平成29年2月10日付で公表した「株式会社ニッコウトラベル株券等（証券コード：9373）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載の内容から変更ありません。

なお、対象者普通株式は、現在、東京証券取引所市場第二部に上場されておりますが、当社は対象者普通株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）の取得を目的とした手続を実施することを予定しておりますので、かかる手続が実行された場合、対象者普通株式は、東京証券取引所の規定に従い、所定の手続を経て上場廃止となる見込みです。今後の手続につきましては、決定次第、対象者より速やかに公表される予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社三越伊勢丹ホールディングス  
株式会社東京証券取引所

東京都新宿区新宿五丁目16番10号  
東京都中央区日本橋兜町2番1号

以 上